令和８年度第１回船橋市住居表示審議会会議録

（令和８年１１月４日作成）

１　開催日時

令和８年１０月７日（水）午後２時から午後２時５５分

２　開催場所

船橋市役所９階　第１会議室

３　出席者

（１）委員

委員種別	氏名	役職等
第１号委員 住居表示を実施しようとする区域の代表者	神田　廣栄	二宮・飯山満地区町会連合会 会長
	青坂　晴子	西習志野自治会 相談役
	大多和　牧夫	大宮町会 会長
	大間　武	ライオンズガーデン薬園台自治会 会長
	蠣﨑　亮	緑ケ丘自治会 会長
	近藤　寛	飯山満ミニ町会 会長
	齋藤　衛	飯山満３丁目町会 会長
	谷江　政夫	はざま台サンハイツ自治会 会長
	中塩　善英	L・M船橋飯山満台自治会 会長
	松岡　浩之	飯山満芹ヶ沢自治会 会長
	安田　康	七林町会 会長
第２号委員 関係団体の代表者	工藤　紀昭	船橋東郵便局長
	篠田　好造	船橋商工会議所 会頭
	早川　淑男	船橋市自治会連合協議会 会長
	府野　れい子	二宮・飯山満地区 民生委員・児童委員協議会 会長
第３号委員 関係行政機関の職員	豊島　剛	船橋東警察署長
	三浦　省吾	千葉地方法務局船橋支局 統括登記官

（２）事務局

五十嵐市民生活部長、丸山自治振興課長、入澤自治振興課長補佐

佐々木住居表示係長、野口副主査、水波主任主事、髙橋主任主事、岩﨑主任主事

４　欠席者

なし

５　議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

【公開】住居表示整備事業の実施に伴う町区域及び町名の変更について（諮問）

６　傍聴者数

０人

７　決定事項

（１）会長の選出について、早川委員に決定した。

（２）副会長の選出について、府野委員に決定した。

（３）議題について、原案のとおり承認された。

８　議事

・定足数の報告及び会議の公開の説明

【事務局】

それでは、船橋市住居表示審議会を開催いたします。

この審議会は住居表示整備事業に関する市長からの諮問についてご審議をいただくために設置されております。

まず、議題に入る前に定足数についてご報告いたします。委員１７名全員にご出席いただいておりますので、船橋市住居表示審議会条例第６条第２項に規定いたします定足数である半数以上に達しており、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、船橋市情報公開条例第２６条の規定により、船橋市が設置する附属機関の会議は原則として公開とされておりますことから、本日の審議会について傍聴者の受付を行いましたところ、現時点で傍聴希望者はおりません。

・会長及び副会長の選出

【事務局】

それではこれより本日の議題に入ります。初めに、会長、副会長の選出でございます。

選出の手順でございますが、会長が不在のため、事務局側より仮議長を立てて、仮議長のもとに会長選任の手続きを行いたいと思います。

また、会長が決まりましたら会長の議事進行によって副会長を選出していただくという方法を従来からとっておりますが、そのように行うものとしてよろしいでしょうか。

―異議なし―

【事務局】
ありがとうございます。
それでは市民生活部長を仮議長とし、会長の選任に入ります。よろしくお願いいたします。

【仮議長（市民生活部長）】
仮議長として会長の選出まで務めさせていただきます。よろしくお願いします。
船橋市住居表示審議会条例第５条の規定によりまして、審議会の会長は委員の互選によって定めることとなっております。
委員の皆様、ご推薦等はございますでしょうか。

【Ａ委員】
従来より、自治会連合協議会の会長が住居表示審議会の会長をやられております。今日も会長がおいでですので、Ｂ委員を推薦したいと思います。

【仮議長（市民生活部長）】
ありがとうございました。ただいまＢ委員を推薦したいとのご意見いただきましたが、他にご意見ございますでしょうか。

―異議なし―

【仮議長（市民生活部長）】
Ｂ委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【Ｂ委員】
はい。

【仮議長（市民生活部長）】
それではお諮りします。Ｂ委員に会長をお願いすることでご異議ございませんか。

―異議なし―

【仮議長（市民生活部長）】
ありがとうございました。
それでは、異議なしと認めまして、Ｂ委員に会長をお願いすることといたします。
Ｂ委員には、会長席にご着席いただいて一言ご挨拶をいただければと思います。

【議長】
ただいま、住居表示審議会の会長を仰せつかりました。船橋市自治会連合協議会の会長でございます。何卒よろしくお願いを申し上げます。
皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、私の方からも、改めて厚く御礼を申し上げます。この度の住居表示審議会の開催につきましては、平成２１年に馬込地区の際に開催してから約１６，７年ぶりということで、私を含め委員の皆様も初めて参加される方がほとんどではないかと思います。今回の住居表示整備事業の実施に伴う飯山満・七林地区の町区域及び町名の変更について、船橋市長から諮問を受けております。住居表示の実施は、住民に手間がかかる一方で、市民生活と利便性は大変向上するものと考えております。今回の飯山満・七林地区につきましても、地元からご要望いただいていた地域であると伺っております。
本日は皆様、それぞれのお立場からご意見をいただき、これらの意見をまとめまして、市長に答申をしたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶と代えさせていただきます。
それでは、ここで副会長を選任したいと思いますが、船橋市住居表示審議会条例第５条の規定によりまして、副会長についても、委員の互選によって定めることとなっております。委員の皆様、いかがでございましょうか。

【Ｃ委員】
今回の対象地域であります二宮・飯山満地区民生委員・児童委員協議会の会長、Ｄ委員を副会長に推薦させていただきたいと思います。

【議長】
ありがとうございます。
ただいま、Ｄ委員をご推薦したいというご意見をいただきました。他にご意見ございますでしょうか。
Ｄ委員、お受けいただけますでしょうか。

【Ｄ委員】
よろしくお願いいたします。

【議長】
それでは、Ｄ委員に副会長をお願いすることでご異議ございませんでしょうか。お諮りいたします。

―異議なし―

【議長】
ありがとうございました。それでは、D委員、副会長をお願いいたします。副会長席にご着席いただいて、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

【副会長】
ただいま選任いただきました。二宮・飯山満地区民生児童委員協議会の会長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】
よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

・議題
【議長】
本日の議題、住居表示の実施に伴う町区域及び町名の変更についてご審議をさせていただきます。事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】
本日の議題につきましてご説明をさせていただきます。
まず、資料１をご覧ください。本年９月１５日付けで船橋市長から船橋市住居表示審議会宛てに諮問がありました本日の議題でございます、住居表示整備事業の実施に伴う町区域および町名の変更についての写しでございます。続きまして、次ページは、別図としまして、町区域および町名変更図(案)でございます。本日はこちらについてご審議をいただき、審議会から答申をいただくことになります。詳しい町区域や町名につきましては、後ほど資料５のところでご説明をいたします。
続きまして資料２をご覧ください。飯山満・七林地区住居表示整備事業の概要についてご説明をいたします。今回の事業の検討は、本日会議にご出席されているＡ委員が会長を務められております二宮・飯山満地区町会連合会から令和５年１１月に住居表示実施の要望を受けたことに加え、東葉高速鉄道の飯山満駅周辺で進んでおります、飯山満地区土地区画整理事業区域の道路の形状がはっきりとしてきましたことから同地区および隣接する地区の住居表示整備事業実施について、関係する町会・自治会の代表者にお集まりいただき、住居表示整備事業代表者会議の中で同事業実施について協議を進めてまいりました。そして、令和８年３月の代表者会議におきまして、住居表示実施に向けて準備を進めていくということで方針がまとまりました。その後、６月から７月にかけて、住居表示の制度説明会を開催し、事業の周知を行ってまいりました。
こちらの資料の図で示しておりますが、赤線で囲まれた水色の範囲が今回の対象地域となります。関係する現在の町名を列挙すると、飯山満町１、２、３丁目、七林町、滝台町、習志野台４丁目の住居表示未実施地域。また、過去に住居表示実施済みでありますが、町区域が変更となる関係で今回再度の住居表示実施となる芝山１丁目、３丁目で

ございます。また、今回の事業規模でございますが、面積が約１９５ヘクタール、人口が約２万１０００人、世帯数が約１万世帯となっております。

続きまして、資料３をご覧ください。制度説明会についてご説明いたします。船橋市における過去の住居表示実施の際は、実施の直前に住所変更手続きに関する説明会のみを行ってまいりましたが、この度の飯山満・七林地区は対象範囲が広く、人口も多いため住民の皆様に住居表示の制度について知っていただけるように制度説明会を開催いたしました。制度説明会は、令和８年６月から７月に飯山満南小学校、飯山満小学校、七林小学校を会場として開催いたしました。それぞれの会場での説明会の参加人数は資料のとおりとなります。合計で約６００名の方のご参加がありました。説明会当日の主な質問につきましては、大きく５つございまして、住所変更手続きに関すること、住居表示整備事業の制度に関すること、住居表示整備事業の周知に関すること、町名・町割りに関すること、地図やカーナビゲーションに関することです。これらの制度説明会で寄せられた主な質問と回答につきましては、Ａ４横の資料７②に記載してあります。

続きまして資料４をご覧ください。住所変更手続きの資料となります。今回事業を検討していく中で、住民の方からご意見やご質問を多くいただいたものは、住所変更手続きに関するものでした。そのため、市では庁内および関係機関の住所変更手続きについて調査を行い、住民の皆様の負担が軽減されるように調整を進めてまいりました。こちらの資料が、住所変更手続きを整理した一覧になります。制度説明会等でも同内容の資料をお出ししております。掲載している手続きに関しましては、代表的なものを一部記載しております。

まず、左側の青色で囲まれている住所変更手続きが不要な主なものについてです。市役所が管轄となるものは住民基本台帳、印鑑登録原票、戸籍簿、戸籍の附票などになります。市役所以外のものは、国民年金、厚生年金、水道、電気、京葉ガス、パスポートなどです。

一方、右側の赤色で囲まれている手続き、こちらは手続きが必要な主なものとなります。市役所で手続きを行うものにつきましては、マイナンバーカードになります。その他にも、手続きが必要なものがいくつかございますけれども、対象者が限定されており、こちらにつきましては市から個別に対象となる方にご案内を差し上げる予定でございます。

その下、市役所以外のもののうち特定の機関への手続きといたしましては、法務局の不動産登記簿の所有者・権利者住所、警察署の運転免許証、陸運局の自動車１２６cc 以上のオートバイ、環境省の犬猫の飼い主で、マイクロチップの登録者になります。また、各事業者等への手続きとしては、勤務先の健康保険、京葉ガス以外のガス、携帯電話、フレッツ光以外のインターネット、銀行、生命保険、クレジットカード、各種免許証、許可証、勤務先、船橋市立以外の学校となります。

続きまして法人の手続きにつきまして、法人の手続きは業種により手続きが異なるため、一部を例として記載をしております。左側の青色で囲まれている法人等の手続きの中で不要なものとしましては、全ての業種が対象となるものが法人市民税所在地の変更

です。また、一部の業種が対象となるものは、記載のとおりとなっております。
続きまして右側、法人等の手続き、赤色で囲まれている法人等の手続きが必要なもののうち全ての業種が対象となるものは、法務局の法人および主たる事務所の表示変更登記、法人の役員の住所変更登記、警察署の安全運転管理者等の届出の住所変更、年金事務所の厚生年金適用事業所の所在地変更になります。また、一部の業種が対象となるものは記載のとおりです。
これまで市および関係機関の住所変更手続きにつきまして調査、整理をしてまいりました。今後も住民の皆様の負担が軽減されるように調整を引き続き進めていく予定でございます。
続きまして資料５をご覧ください。こちらは冒頭でご説明いたしました今回の町区域および町名変更図の案です。こちらの地図についてご説明をいたします。まず地図の黒い破線が現在の町境。赤線が新たに設定する町境となります。また、黒字の町名が現在の町名。括弧付きのものに関しましては、実施区域内の現在の町名となっております。そして、赤字で書かれた町名が変更後の町名の案となっております。最後に上の方にある青い線は、こちらは河川となっております。
今回新たに設定する町名は図の中央にございます飯山満中央１から４丁目。その南側に飯山満南１から３丁目。東側に飯山満東１から４丁目。さらにその東に七林１、２丁目となっております。また赤字の町名の後ろに編入と記載されている区域は過去に住居表示実施済みの隣接した町名に加わることになります。滝台２丁目、西習志野４丁目、芝山１、３丁目、前原西６丁目と赤字で記載されている地域が該当箇所となります。今回、町区域および町名変更図案におきまして、飯山満駅周辺の状況が複雑であるため別でご説明をいたします。
次のページをご覧ください。こちらは飯山満駅周辺を拡大した図になります。町区域の線が見やすいように、飯山満駅の記載は省略させていただいております。この黄色い破線は従前の飯山満川を示しており、こちらが現在の町境となっております。今後、河川改修が完了いたしますと、図の黄色い破線から青色の実線の方に川の形状が変更となる予定で、この青線で示された新しい川の形状を新たな町境とする案となっております。この青線の河川改修後の飯山満川の南北で町の区域を設定する案となっております。そのため資料の下の表のような変更となります。
まず地図の①飯山満川北側の飯山満町２丁目は、芝山１丁目に編入いたします。そして地図の②飯山満川の北側の飯山満町２丁目は、芝山３丁目に編入いたします。そして地図の③飯山満川北側の飯山満町３丁目は、同じく芝山３丁目へ編入いたします。そして地図の④⑤ですが、④飯山満川南側の芝山１丁目は、飯山満中央２丁目となります。そして、⑤飯山満川南側の芝山３丁目は、飯山満中央３丁目となります。こちら④と⑤に関しましては、昭和５０年に住居表示を実施した芝山の区域でございまして、今回飯山満中央２丁目、３丁目にする再度の住居表示の実施となります。
このように住居表示の町の境界につきましては、道路、鉄道、もしくは軌道の線路、その他の恒久的な施設または河川、水路等によって定めます。また、崖地等、高低差の

ある場合や対象地域周辺の道路等で町の境界を定めることにより、住宅地の生活圏を分断するおそれがある場合は宅地造成地の末端や筆界により適宜、町の境界を定めております。新設する町名につきましては、できるだけ従来の町の名称に準拠して定めるため、「飯山満」「七林」といった名称を残した町名案となっております。こちらは船橋市住居表示実施基準等に沿って設定をさせていただいております。

続きまして資料６をご覧ください。こちらは今後のスケジュール案となります。まず本日１０月７日に開催しています、住居表示審議会でございます。この審議会におきまして今回の議案のご承認をいただきましたならば、住居表示に関する法律第５条の２第１項に基づきまして、町区域および町名変更案の公示を行ってまいります。公示の期間といたしましては、令和８年１０月１５日から１１月１６日までを予定しております。また、令和８年１０月１５日号の広報ふなばしに公示の記事を掲載し、広く住民の皆様にお知らせをする予定でございます。公示の期間が終了した後、市議会でのご審議となりまして議会でご承認をいただけた後、令和９年４月に町区域および町名の変更について告示を行う予定となっております。そこから住居表示実施に向けて、それぞれ個々の住居や建物に街区符号や住居番号を付番するための現地調査等を行います。現地調査の前には、対象地域の皆様にお知らせする予定です。そして諸々の資料等の作成といった準備を進め、令和１０年８月頃に、新しい住所等について告示、およびそれぞれの該当するお宅に新住所の決定通知を行いまして、令和１０年１０月１０日に住居表示実施というスケジュールを見込んでおります。

最後に、資料７①です。こちら、当審議会条例などの関係法令になります。また、これとは別紙で、Ａ４横の資料７②が制度説明会で寄せられた主な質問と回答になります。事務局からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【議長】

はい、ありがとうございました。本来ここでご意見、ご質問等をお受けするところでございますけれども、本日は、今回の事業の要望団体であります二宮・飯山満地区町会連合会のＡ委員がご出席でございますので、Ａ委員から要望理由についてご説明をお願いしたいと思いますが、Ａ委員いかがでございましょうか。

【Ａ委員】

二宮・飯山満地区町会連合会のＡと申します。よろしくお願いいたします。この度の飯山満・七林地区住居表示整備事業、これは先ほど市長や事務局からお話もありましたが、令和５年に二宮・飯山満地区連から市に要望書を提出したことを契機に、より具体的な検討が始まり、市と連携しながら進めてきた事業でございます。二宮・飯山満地区連ではそれ以前から検討委員会から始まり、推進委員会に名称を変更したりしまして、長きにわたり取り組んできた経緯がございます。

飯山満・七林地区は建物が多く建っている中で、住所の並びがバラバラで、極端なも

のは１７００番地台の隣が１００番地台になっているところもあるなど、住所がわかりにくく、救急車や消防車等の緊急車両の到着が遅れてしまうなど、様々な不便さがございました。住居表示の実施に当たっては、住所変更の手続き等、一時的な負担は発生しますが、一度住居表示を実施すれば、恒久的にわかりやすい住所となります。現在、この地域にお住まいの方だけでなく、将来ここに暮らす方々、子や孫の世代のためにも、今回の住居表示をぜひ実現させたいと考えておりますので、よろしくご審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】
Ａ委員ありがとうございました。
それではここで事務局から先ほど説明のあった住居表示の実施に伴う町区域および町名の変更について、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

【Ｅ委員】
習志野台４丁目は地番として残っているところで、線路の向こう側が住居表示された習志野台４丁目という大きい地域がありまして、飛び地のようになっております。既に４０年、５０年住んでいる方が多かったので、当時住まわれた時にはちょっと混乱があったのですけれど、長年住んでいるうちに解決し、今更だということを言われている方もおりますが、こちらは今後のこと、次の世代のことや宅配事業者などの方たちの苦労を考えますと、やはり今、整備をしていただいた方がよろしいかと思います。
また、この地区の中には七林町というところもありますし、飯山満町３丁目という地域もありまして、とても今苦労しているところでありますので、今回のこういう事業は、お願いしたいと思います。

【議長】
はい、ありがとうございました。他にご意見等ございますでしょうか。

【Ｄ委員】
先ほどＡ委員もお話されておりましたが、飯山満・七林地区は住所の並びがバラバラのところが多く、私達、民生委員が地域の活動を行う際に、目的地を探すことが困難な時があります。住居表示が実施されますと住所がわかりやすく、私達地域の活動が行い易くなると思います。とても助かります。
とはいえ、説明会の意見でも出ているように、住所変更手続きを不安に感じている方も多くいらっしゃいます。自分自身も実施地区の飯山満町に住んでおりますが、住所変更手続きの不安感や負担を少しでも減らしてほしいと感じております。市としましては、住所変更手続きへのこういった意見に対し、どのような対応を考えているのか、お聞かせいただけたらと思います。

【議長】
ありがとうございました。事務局の方からございますでしょうか。

【事務局】
Ｄ委員から仰っていただいたとおり、住所変更に関するご意見やご質問は様々お伺いをしております。これまで住居表示の実施に向けまして、できるだけ住民の皆様の手続きの負担が軽減されるように、関係機関と調整を進めているところでございます。今後、市の対応としましては、各種手続きの内容をまとめた手続きのしおり等の資料を作成するとともに、住所変更手続きに関する説明会を開催し、必要な手続きについてわかりやすくご案内をいたします。また、コールセンターの設置も検討しております。そして主要な手続きのお問い合わせ先などを皆様にご案内できるようにしたいと考えております。今後も実施に向けて庁内、関係機関等と調整を行いまして、準備を進めていきたいと考えております。

【議長】
ありがとうございました。いかがですか。よろしいですか。

【Ｄ委員】
はい、どうもありがとうございます。とてもわかりやすかったです。ありがとうございます。

【議長】
その他ございますでしょうか。

【Ｆ委員】
資料６の今後のスケジュールについて２つ質問があります。１つは、今日、審議会を開催いただいて、諮問案がまとまったら、この審議会というのはもう開催する予定は無いのでしょうか。
あと、令和１０年の１０月１０日に住居表示を実施、はっきりしていいと思うのですが、なぜ１０月１０日という半端な日付なのですか。例えば１０月１日とかの方がはっきりしていると思います。

【議長】
ありがとうございました。事務局の方からご説明お願いします。

【事務局】
まず、１点目の今後審議会の開催予定があるかというところでございますが、本日の審議会において諮問の内容について原案のとおり承認されましたら、今後、開催の予定

は基本的にはございません。
２点目ですが、令和１０年１０月の実施日については、資料６の令和９年６月頃から、新住所決定までの準備ということで、委託事業者が現地の調査等を行い、新しい住所をつけるまでの準備期間が長くかかる予定となっています。そのため、実施の時期としては令和１０年１０月を予定しております。
また、１０月１０日の実施日に関してのご質問についての回答ですが、今回の実施対象地域の皆様の住所を変更するとなりますと市役所内部など住所を管理しているシステムの登録内容を変更する必要があり、作業に相当の時間を要するため、予備日などを含め、３連休明けの１０月１０日に実施日を設定したという経緯がございます。

【Ｆ委員】
承知しました。ありがとうございます。

【議長】
他にございますか。

【G委員】
一つ質問させていただきたいと思います。先ほどD委員からもお話がありましたように、この件に関して生ずる各種変更手続き、こちらの負荷が一番のポイントになってくるかと思われます。各種説明会等でもその話が優先度の非常に高い話として出ておりました。そうした中で特にほぼ全員の方に当てはまる普遍性の高い件として、郵便の件について、こちらの会場での質問集にも記載はありますが、この場で改めて確認をさせていただきますが、郵便物の配送の方は、住居表示前の住所のまま放置期間があっても、大丈夫なのでしょうかということが一つ大きなポイントになると思います。このことは言葉変えますとこういう郵便の変更手続きの期限みたいなものがあるのかないのかみたいな話だと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長】
ありがとうございます。事務局、回答をお願いいたします。

【H委員】
私の方からよろしいでしょうか。

【議長】
H委員、お願いいたします。

【H委員（船橋東郵便局長）】
今のご発言、まさに当然だと思いまして、ある程度大きく３点ほど皆様、気にされて

いるのではないかと思います。
まずは、旧住所に宛てられたものが、いつまで郵便局として配達してくれるんですかということだと思います。当分の間、今ここで期間はいつまでということは言えませんが、当分の間は旧住所に出されたものも新住所のものと照合をし、可能な限り新しいところに配達を行います。それをいつまでやるんですかという部分は、今ここでいつまでという期限を切ることはできません。なぜかというと、やはり郵便物は今ほとんどが郵便機械で運用をしております。要は運用をする中で、旧住所と新住所のものをやはり人間の目で最終的に見ていかなくてはならない。そうすると相当そこにも負荷がかかりますので、お知らせ通知というのをこれから皆さんの方に配布はしていきますが、事業主または世帯の方に５０枚というはがきを、変更しますよという通知を無料で添付したいとは思っております。それを１０月１０日の実施の２か月前ぐらいに、そのはがきをお渡しする形になるのかなと思います。そのはがきを使い、差出人の方に変更になるよという周知をしていただきたい、これは早めにやっていただきたいと思います。ただいまお話するように、旧住所のものを当分の間は配達することは可能ですが、今この時点でいつまでなのかということは言い切れません。ここは、事務局の方と調整をしながら、いつぐらいまでできるのか、それは上の機関とも諮りながら、話をしていきたいと思います。
あとは、お知らせはがきの関係もあります。これも５０枚っていうものはあくまでも基本５０枚ということです。足りない、不足するというお話があれば、当局船橋東郵便局の方にご紹介いただければ、個別に、相談に乗っていきたいと思います。
あともう一点は、この新しい郵便番号、いつから変わるんですかということだと思います。今回これである程度、区域が決定されれば、それを踏まえて、告示後当方の会社としても、郵便番号作成の方に入っていきたいと考えております。以上３点でございます。

【議長】
ありがとうございました。いかがですか、よろしいですか。色々とお考えいただいているようですが、よろしくお願いいたします。
他にございますでしょうか。

【Ｉ委員】
同じく手続きの件ですが、住所変更の義務化、登記の義務化がされていると思うのですけど、新しく出されているスマート変更登記について詳しく教えていただけますか。

【議長】
これはＪ委員、お願いできますでしょうか。

【Ｊ委員（千葉地方法務局船橋支局統括登記官）】
スマート変更登記に関してですが、令和８年４月１日、今年の４月１日から不動産の所有者の方の住所、氏名、名称の変更日から２年以内に変更登記をするということが義務づけられております。それに基づいて船橋市役所の住基ネットと結び付けて、各土地建物の所有者の住所、および氏名を職権で変更しようというものがスマート変更登記となっております。
もう少し付け加えますと、スマート変更登記に関してですけれども、２年に一度こちらの職権で変更するという手続きとなっております。今年に関しては１２月に初めての職権変更登記をさせていただくことになっております。令和８年度のスマート変更登記の対象者に関してですけれども、令和８年３月３１日までに法務局で検索用情報の申出という手続きがあるのですけれども、そちらをしていただき、登録が完了した方に関して、今年、変更登記を職権で行うという形になっております。次が２年後になりますので、その間にスマート変更登記の登録を行っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長】
ありがとうございました。他にご意見・ご質問ございますか。

【Ｋ委員】
手続きに関する件ですけれども、いろいろ意見が今後とも出てくると思うのですが、審議会自体が今日終わってしまうと、今後はどこに言ったらいいか、もしくはこの場でいろいろと何か検討するとか話し合いをすることを継続した方がいいような気もしますが、いかがでしょうか。

【議長】
先ほど事務局から少し説明がありましたけど、引き続きお願いいたします。

【事務局】
これまで、説明会や町会・自治会の方から住所変更手続きに関して様々ご意見をいただいておりますので、引き続き、住民の皆様の手続きの負担が軽減されるように皆様からの意見をお伺いしながら、関係機関や庁内において調整を進めていきます。

【議長】
ありがとうございました。委員の任期は１年のため、今回の審議会で承認になれば、審議会の開催はないのかもしれませんが、また何かあればご連絡を差し上げるということでご理解いただければと思います。
他にございますでしょうか。特にございませんようですので、お諮りをさせていただきます。令和１０年度に予定されております住居表示整備事業の実施に伴う町区域およ

び町名の変更について、諮問に添付されている別図のとおり承認するものとしてよろしいかどうか、お伺いいたします。いかがでしょうか。

―異議なし―

【議長】

特にご異議ございませんようですので、この案を承認することにいたします。

それでは、この承認された内容をもちまして、市長に答申をさせていただきます。ご協力ありがとうございました。なお、答申書につきましては、後日写しを各委員の皆様宛に事務局よりお送りさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定いたしました内容を全て終了いたしましたので、令和８年度第 1 回船橋市住居表示審議会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。